

[事案 30-53] 入院給付金等支払請求

・令和元年 7 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

給付金を請求したところ、責任開始期以前に発病していたことを理由に不支払いとなったことを不服として、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

肺がんにより入院したので、平成 29 年 6 月に契約した医療保険およびがん特約・保険料払込免除特約等にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。これに対して異議を申し出たところ、最終的に契約解除は取り消されたものの、責任開始期前発病を理由に給付金は引き続き支払われないこととされ、がん特約等は無効とされた。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払い、免除されるべき保険料を返してほしい。

- (1) 肺がんは契約後に発覚したものである。
- (2) 咳や肋骨痛という症状は自覚していたものの、告知書では症状を記載するよう指示されていないため、花粉症という自覚していた病名を正直に告知している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 肺がんは責任開始期前に発病していた。責任開始期前の疾病を原因とする場合は給付金を支払えないことがあることは、契約概要・注意喚起情報にも記載されている。
- (2) 申立人は各自覚症状により医療機関にて受診し、肋骨痛等の病名告知を受けており、医師の説明を受けて検査の予約を取っていたので、責任開始期前に病気との認識があった。なお、その検査等について告知書の所定欄において記入が必要であったほか、定型欄に記入できない詳細を記入する欄も告知書には設けられている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人（裁定手続中に当初申立人が亡くなられたため、その承継人代表者）に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本疾病は責任開始期前に発病していたと認められるものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険料払込免除特約においては、保険期間中に責任開始期前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたことを保険料払込免除の要件としているところ、申立人は、本契約の保険期間の開始日（責任開始期）より後に肺がんの診断確定を受けており、これより以前に悪性新生物に罹患した事実はない。
- (2) 保険会社は、告知義務違反による契約解除を通知した後、申立人の異議申立を受けて再調査したが、約 2 か月後に改めて同趣旨の解除を行った。さらに、申立人の再度の異議申立を受け、約 1 か月後に結論に変わりがない旨の通知をしたものの、生命保険相談所経由の

苦情申出を受けた社内の第三者委員会による判断により、約2か月後にこれを取り消した。この一連の経緯によって、申立人に混乱を招いたばかりか、申立人が告知義務違反を前提に対応してきたことが結果として無駄となった。以上を考え合わせると、初期に告知義務違反を申立人に通知した保険会社の対応は、慎重さを欠いていたと言わざるを得ない。